

県立総合教育センター内展示スペースにおける児童生徒の作品展示（要項）

【1 目的】

- (1) 教職員の特別支援教育に対する理解啓発に資するため、障害のある幼児児童生徒の作品・製品等を県立総合教育センター内に展示する場を提供する。
- (2) 特別支援教育担当教員の指導力向上のための一助とする。

【2 対象作品・製品】

- (1) 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する幼児児童生徒、通級指導教室に通う児童生徒が学校の教育活動において制作した作品及び製品とする。

①大きさについて

立体：原則（幅50cm×高さ50cm×奥行40cm）以下とする。

平面：要相談

②素材、形状等について

安定性、耐久性等に留意する。

③その他

作品並びに作品名については、著作権に留意する。

【3 受付の流れ】

- (1) 作品展示及び展示する際の名札等の使用にあたっては、該当児童生徒の保護者に許可を得ること。
- (2) 県立総合教育センター特別支援教育担当宛てに、電話で作品展示の希望並びに作品・製品等の概要を申し出る。
- (3) 後日、県立総合教育センター特別支援教育担当指導主事が、展示の期日等について、学校宛に電話連絡をする。
- (4) 連絡を受けた後、県立総合教育センターHPから様式（展示申込書）をダウンロードし、必要事項を記入の上、県立総合教育センター宛に電子データ（10M以内）を送付し、受付が完了する。

* 様式 ダウンロード先

県立総合教育センター 特別支援教育担当HP

http://www.center.spec.ed.jp/?page_id=209

* データ送付先 E-Mail p7412215@pref.saitama.lg.jp

【4 作品展示について】

(1) 展示場所

管理棟 2 F から相談棟への連絡通路に設置した展示用ガラスケース内及び上部壁面とする。

(2) 展示期間

7月21日から翌年2月末日までの期間中、最長で3か月間の作品展示が可能である。

(3) 搬入・搬出について

- ①搬入日・搬出日を事前に総合教育センター特別支援教育担当宛てに電話で連絡する。
- ②搬入・搬出は該当学校の教職員が行う。その際、相談棟の特別支援教育担当指導主事に搬入・搬出作業の開始・終了の旨を必ず申し出ること。

(4) その他

- ①展示する作品は、「夢ネット子供ギャラリー」に応募した作品を除く。
- ②展示する際の作品票は、当該学校で用意する。
- ③展示期間中、素材の劣化等による破損が見られた場合には、県立総合教育センター特別支援教育担当から該当学校宛に連絡をする。学校は、作品の状況を確認の上、補修し展示を継続するか、展示を終了し作品を搬出するかを県立総合教育センター特別支援教育担当まで申し出る。